

福島第一原子力発電所現地確認報告書

- 1 確認日
令和6年3月11日（月）
- 2 確認箇所
定検機材倉庫A棟
- 3 確認項目
フランジタンク解体片コンテナ収納作業における作業員負傷への対応状況

4 確認結果の概要

東京電力はタンク内貯留水漏えい防止対策の観点からフランジ型タンクを解体し、溶接型タンクに置き換える取り組みを行っている。解体されたフランジ型タンクは、現場でレーザー除染を行った後、フランジタンク解体部材一時保管施設において一時仮置きされ、定検機材倉庫A棟（以下「倉庫A棟」という。）における切断・減容工程を経て、鋼製のコンテナに収納された状態で瓦礫類一時保管エリアにて保管される。

今回は、倉庫A棟において令和5年12月8日に発生した不適合^{*1}^{*2}への対応状況について東京電力から説明を受けるとともに、倉庫A棟の現況について確認を行った。（図1）

【聴取内容】

- ・切断されたフランジタンク解体片について保管用コンテナへの積み込み作業中、トレーラー荷台にてフォークリフトを用いたフランジタンク解体片の積み込み作業の誘導を行っていた作業員が、トレーラー荷台から地上部に降りる際に転倒、フォークリフトのフェンダーに右側頭部を強打し負傷した。
- ・対策として、専用の昇降用移動足場を製作、トレーラー荷台と当該足場の段差を解消するとともに移動足場による作業場所の確保を行い、トレーラー荷台上に上ることなく作業が行えるよう作業環境の改善を行った。
- ・併せて、トレーラー荷台上で実施される作業内容の整理を行い、フランジタンク解体片を保管用コンテナに積み込む際に使用する枕木に柄を取り付けることによる挟まれ防止対策、トレーラー荷台部分への荷台乗車禁止の注意喚起表示を設置することによる転落防止対策を行った。

【現地確認状況】

- ・倉庫A棟の出入口が設置されている倉庫西側において、専用の昇降用移動足場及び柄を設置した枕木を使用して、保管用コンテナへフランジタンク解体片を積み込む作業が行われており、昇降用移動足場とトレーラー荷台には段差がない状態であった。（写真1）

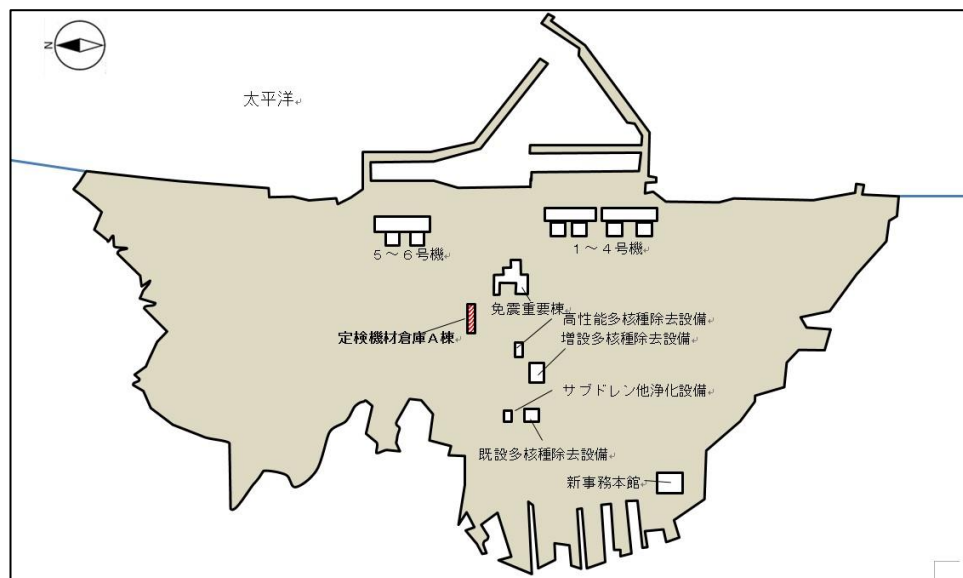
- ・トレーラー荷台には、荷台乗車禁止の注意喚起標示が複数設置されていた。（写真2）
- ・倉庫A棟出入口付近にはダストモニタが設置されており、現地確認時において異常な測定値は確認されなかった。（写真3）
- ・倉庫A棟東側には、解体したフランジタンクを切断するための切断装置が設置されており、今後、切断が行われるフランジタンク側板が切断装置に設置された状態であった。また、周辺には切断したフランジタンク解体片が仮置きされていた。（写真4）

※1 令和5年12月8日に発生した不適合

定検機材倉庫A棟において協力企業作業員が、コンテナに切断したフランジタンク解体片を積み込む作業のため、トレーラー荷台にて誘導を実施。積み込み後に後退するフォークリフトの誘導を行うため、作業員は地上に降りようと踏み台に向かう途中でバランスを崩し荷台から転倒。近傍にあったフォークリフトのフェンダーに右側頭部を強打し負傷。（福島第一原子力発電所パフォーマンス向上会議情報 2023年12月13日分より一部抜粋）

※2 不適合

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言う。発電所では、法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になる。

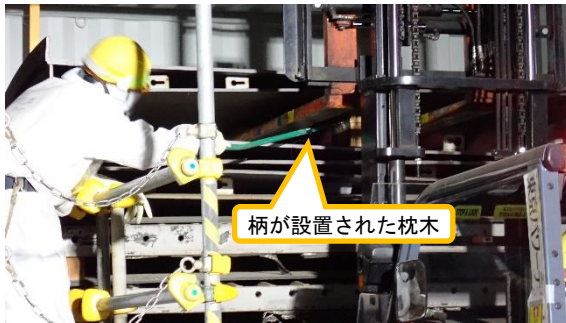


(図1) 福島第一原子力発電所構内概略図



(写真 1 - 1)

昇降用移動足場を使用したフランジタンク解体片の保管用コンテナへの詰め込み作業の実施状況①



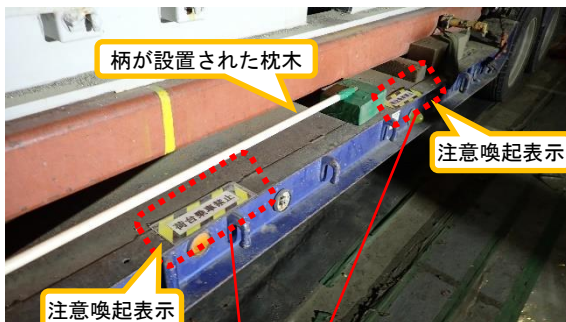
(写真 1 - 2)

昇降用移動足場を使用したフランジタンク解体片の保管用コンテナへの詰め込み作業の実施状況②



(写真 1 - 3)

昇降用移動足場とトレーラー荷台における段差がない状況



(写真 2 - 1)

トレーラー荷台における「荷台乗車禁止」注意喚起標示の実施状況①



(写真 2 - 2)

トレーラー荷台における「荷台乗車禁止」注意喚起標示の実施状況②



(写真3)
倉庫内におけるダストモニタの設置
状況



(写真4-1)
フランジタンク切断装置の設置状況



(写真4-2)
切断されたフランジタンク解体片の
仮置状況

- 5 プラント関連パラメータ確認
各パラメータについて、異常な値は確認されなかった。